

ごあいさつ

UR都市機構は、「人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースする」ことを使命とし、これまで半世紀にわたるまちづくりの実績、ノウハウと国民の皆様からいただいている信用をもとに、国家的な重要課題である「都市再生の実現」に向けて積極的に取り組んでいます。

都市再生を進めるうえで重要な課題の一つは、持続的発展が可能な社会を構築することです。そのために環境への負荷が少なく、自然との共生が可能な都市構造への転換を進めていくことが求められています。UR都市機構が行うまちと住まいづくりにおいても、様々な観点から環境への配慮を進めることが重要な課題であると考えます。

このため、平成17年度にUR都市機構の業務全般に対する環境配慮方針をとりまとめました。この中では身近な自然とのふれあい、エネルギーや資源の有効利用と廃棄物の削減、安全・安心で快適な環境の形成などに積極的に取り組む姿勢を明らかにしました。さらに昨年は、日本住宅公団発足以来50年の環境配慮の取り組みをとりまとめ、UR都市機構として初めて「環境報告書」を発行しました。

本年の環境報告書は、2回目の発行になります。昨年の取り組みに加え、現下の緊急の課題となっている地球温暖化に対する取り組みを中心に紹介し、皆さまとともに地球温暖化対策を進めていきたいと考えています。

UR都市機構は、都市再生や居住環境の継続的な向上を担う公的機関として、時代の要請を着実に実行することで、皆様の期待に応えてまいります。

今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。



独立行政法人 都市再生機構
理事長 小野 邦久

UR都市機構と環境との関わり

UR都市機構は、昭和30年の日本住宅公団設立以来、半世紀にわたって身近な自然とのふれあい、資源やエネルギーの有効利用、そして安全・安心で快適な暮らしなどの分野において、様々な技術開発を行い、魅力的なまちや住まいづくりを進めてきました。このような身近な生活空間や都市空間の環境づくりを進めることは、わが国の良好な環境の形成と、さらには地球環境問題の改善にも寄与するものと考えています。



※青字は本報告書の記載事項

環境配慮方針

UR都市機構は、まちや住まいづくりを進めていくにあたり、環境について配慮すべき視点を取りまとめ、「環境配慮方針」として宣言しました。

環境配慮方針

1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります

- ① 都市の自然環境の保全・再生に努めます
- ② まちや住まいの省エネルギー化を進めます
- ③ 資源の有効利用と廃棄物の削減に努めます
- ④ まちや住まいの安全・安心と快適性を確保します
- ⑤ 皆様と一緒に環境に配慮したライフスタイルを考えます

2. 環境に配慮して事業を進めます

- ① 環境負荷の少ない事業執行に努めます
- ② 環境に関して皆様とコミュニケーションを深めます